

旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激な自然災害等の被害に及び「事故が発生します。」によって身に被害を受けたときは、本条から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

2 前項の被害には、身体外傷から有毒ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したこと又は急激に発生する中毒症状（継続性・持続性食物中毒を含む）を含まず、ただし、細菌性食物中毒は含まれます。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集成型企画旅行契約の第2条第1項及び2項又は企画旅行契約の第2条第1項に定めるものをいいます。

2 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券額等によって提供される当該企画旅行日程に定める最初の乗降地・宿泊機関等からその提供を受けることを開始した時から最後の乗降地・宿泊機関等のサービス提供を受けることを終了するまでの期間をいいます。旅行者の行程を一時的にあらためて目的地を定める企画旅行の行程から離脱する場合には、離脱及び復帰の予定日程をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時のまでの間、「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ておくことなく離脱したときは復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時のまでの間又はその離脱の時または復帰の時において行われます。また、当該企画旅行日程中、旅行者が当社に依頼する運送・宿泊機関等のサービスの提供を一時的に受け止めた（旅行日程の標準時により。）と定められている場合において、その旨及び当該日に発生した被害によって旅行者が被った損害についてはこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

3 前項の「サービスの提供を受けたことを開始した」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 係員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場または、その受付完了時
- (2) 前号の受付が行われない場合において、最後の乗降地・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが boarding を開始する飛行機場における手荷物の検査等の完了時
- ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車乗降時
- ニ 車両であるときは、乗車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4 第2項の「サービスの提供を受けたことを完了した」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 係員、当社の使用人又は代理人が解散を行う場または、その告知した時
- (2) 前号の解散の告知が行われない場合において、最後の乗降地・宿泊機関等が、
イ 航空機であるときは、乗客のみが boarding を開始する飛行機場からの退場時
- ロ 船舶であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車両であるときは、退場時
- ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時
- ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

（補償金等を支払わない場合一）

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の同意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受取人となる場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は法令に準じて正常な運転ができたおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に生じた被害。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の墜落、出発、急降、急旋又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当該旅行者の被った被害については、この限りではありません。
- (8) 旅行者のたしかな行為又は拘留等による入監中に生じた事故
- (9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動（この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動による）で、全国又は一部の地区において著しく平和が害され、治安維持上重大な事態と認められた状態をいいます。
- (10) 危険物（使用燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは危険物に接触によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれら特性による事故
- (11) 前2号の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (13) 当社、原因不明かつ当該旅行業の責任範囲にないもの（「むちうら症」）又は腰痛や他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合二）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しても、補償金等を支払いません。

- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に隣接して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合三）

第5条 当社は、次の各号に掲げる被害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、企画旅行の企画旅行参加中に、前項の行為として生じた被害に対しては、補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた被害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は練習をいいます。）をしている間に生じた被害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路でこれらを行っている間に生じた被害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことと補償金等を支払いません。
- (3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であることと不定定期便であることを問いません。）以外の航空機を旅行者が操縦していた間に生じた被害

（補償金等を支払わない場合四）

第5条の2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれか1項の事由がある場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部を受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- (1) 旅行者、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すること認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者に対して、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった被害が治癒した後のものをいいます。以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じて、かつ、別表第1の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第1の(3)、(4)、(5)及び(6)に掲げる後遺障害については、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事由によって2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に別表第3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般のごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

5 前各項目に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での療養が必要な場合、病院又は診療所に入り、常に医師の指示下において治療を受けることを指します。以下「入院」といいます。）をした場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の被害を被ったとき。 40万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の被害を被ったとき。 20万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の被害を被ったとき。 10万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数180日以上の被害を被ったとき。 20万円
ロ 入院日数90日以上180日未満の被害を被ったとき。 10万円
ハ 入院日数7日以上90日未満の被害を被ったとき。 5万円
ニ 入院日数7日未満の被害を被ったとき。 2万円

2 旅行者が入院した日数においては、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、入院日数とします。ただし、旅行者1名につき入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき者については、その合計額を支払います。

（第9条）

第9条 当社は、旅行者が第1条の被害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下「通院日数」といいます。）をした場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- (1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の被害を被ったとき。 10万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の被害を被ったとき。 5万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の被害を被ったとき。 2万円
- (2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数90日以上の被害を被ったとき。 5万円
ロ 通院日数7日以上90日未満の被害を被ったとき。 2万円
ハ 通院日数3日以上7日未満の被害を被ったとき。 1万円

2 旅行者が入院した日数においては、背骨の障害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じたことと当社が認めたときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、通院日数とします。

3 当社は、平常の業務に従事することは平常の生活に支障がない程度に傷を負ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4 以降、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名につき入院見舞金又は死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき者については、その合計額を支払います。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別）

第10条 当社は、旅行者1名につき入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（別項の場合には、第1号に掲げるもの）のみを支払います。

- (1) 当該入院日数及び通院日数にそれぞれ対応する入院見舞金
- (2) 当該通院日数（当該入院見舞金を支払った期間中のものを除きます。）に当該入院日数を加えた日数を通院日数とみなした上で、当該日数に対し当該支払うべき通院見舞金を支払います。

（死亡の推定）

第11条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となつたから、又は遭難したから30日以上経過後に当該航空機若しくは船舶が見つかれば、航空機若しくは船舶が行方不明となつた日又は遭難した日と推定し、旅行者が第1条の被害によって死亡したものと推定します。

（他の身体障害又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の被害を被ったときに既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の被害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した被害若しくは障害の影響により第1条の被害が重大となったときは、その影響があった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の被害を被ったときは、当社は、旅行者が死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について説明し、又は旅行者の診察若しくは死体の検案を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの請求に応じなければならず、当該事故又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社が認めない理由により第1条の被害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の発生から30日以内に報告をしなければならないものとします。

2 当社は、当該報告を提出したとき、又は報告する正当な理由なく前2項の規定に違反したとき又はその説明若しくは報告に同意しない事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍謄本等
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
- (2) 後遺障害補償金請求の場合
イ 旅行者の診断書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- (3) 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- (4) 通院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者の事故証明書）による事故証明書
ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

2 当社は、前項以外の書類の提出を求めることは前項の提出書類の一部の略称を認めることがあります。

3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき通知している事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った被害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然災害によってその所有物の回品（以下「携帯品」といいます。）に被害を被ったときは、本章の規定により、携帯品損害補償（以下「補償金」といいます。）を支払います。

（補償金を支払わない場合一）

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しては、損害補償金を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (2) 旅行者と世帯を回する親族の同意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るための目的であった場合は、この限りではありません。
- (3) 旅行者の同意。犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は法令に準じて正常な運転ができたおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車に運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に生じた被害。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳疾患、事故、破綻等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- (7) 補償対象物の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらに代わって補償対象物を管理する者が相当の注意をもってその発見し得なかったことを除きます。
- (8) 補償対象物の自然の消耗、さび、かび、変色、くすみ、虫食い等
- (9) 軽微な外傷の痕跡であつて補償対象物の機能に支障を及ぼさない損害
- (10) 補償対象物の盗難。ただし、その結果として他の補償対象物に生じた損害については、この限りではありません。

（補償金を支払わない場合二）

第18条 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれか該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

- (1) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係有していると認められること。

（補償対象品とその範囲）

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有物の回品に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれます。

- (1) 現金、小切手、旅行券、乗車券、切符、切符の他これらに準ずるもの
- (2) クラウドカード、ツアーチケット、航空券、航空券、パスポートの他これらに準ずるもの
- (3) 積本、設計書、図案、図解その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）に直接処理を行う記録媒体に記録されたものを含まず。）
- (4) 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付属品

(5) 山登はん用具、探検用具その他これらに類するもの

(6) 義歯、眼鏡、コンタクトレンズその他これらに類するもの

(7) 動物及び植物

(8) その他当社があらかじめ指定するもの

（賠償額及び損害補償金の支払額）

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品と損害発生直前の状態に復するに必要な経緯費及び次条第3項の費用の合計額のうちいずれか低い方の金額を基準として定めることとします。

2 補償対象品の1個又は1対について損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの価額を10万円として前項の金額を適用します。

3 当該支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を上限とします。ただし、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超える場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（損害の防止）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる行為を行わなければならないものとします。

- (1) 損害の防止に努めること。
- (2) 損害の原因、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- (3) 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、賠償請求を行うことができなくなる損害を支払わない。同様第2号に違反したときは、認められる損害を支払わない。同様第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けとることができる額を差し引いた残額を損害の額とみなす。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- (1) 第1項第1号に規定する損害の防止に必要なために要した費用のうち当社が必要又は有益と認めたものとします。
- (2) 第1項第3号に規定する手続のために必要と認めた費用

（損害補償金の請求）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

- (1) 損害補償金請求書
- (2) 補償対象品の損壊の程度を証明する書類
- (3) その他当社が要求する書類

2 旅行者が前項の規定に違反したときは、又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をしてしなしたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

（被保険者が複数）

第22条 第16条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（代位）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害によって、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1号関係）

山登はん用具（ゼッパル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用を使用するもの）
スキー用具、スノーボード、スキー用品、ハンダグライダー搭乗 超軽量動力機（モーターボード、クワッド、マイクロライト機、ウルトラライト機等）
搭乗 ジョイロブレーションその他これらに類する危険な運動

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害
(1) 両眼が失明したとき。 100%
(2) 片眼が失明したとき。 60%
(3) 一眼の視力率が0.6以下となったとき。 5%
(4) 一眼の視野狭窄(さく)（正常視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう。）となったとき。 5%

2 耳の障害

(1) 両耳の聴力を全く失ったとき。 80%
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき。 30%
(3) 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せずしたとき。 5%

3 鼻の障害

(1) 鼻の機能が著しい障害を残すとき。 20%
(2) 4 その他、言語の障害
(1) それ又又は言語の機能を全く失ったとき。 100%
(2) それ又又は言語の機能が著しい障害を残すとき。 35%
(3) それ又又は言語の機能が著しい障害を残すとき。 5%
(4) 歯に五本以上の欠損が生じたとき。 5%

5 外装(ぼう)（顔面・頸部・頸(けい)部をいう。）の機能

(1) 外装(ぼう)に著しい機能を残すとき。 15%
(2) 外装(ぼう)に著しい機能において直径7センチメートルの瘻孔(らんこう)、長さ3センチメートルの線状(せんじょう)程度をい)を残すとき。 3%

6 首(せき)柱の障害

(1) 首(せき)柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。 40%
(2) 首(せき)柱に運動障害を残すとき。 30%
(3) 首(せき)柱に著しい機能を残すとき。 15%

7 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害

(1) 腕又は脚は一節を失ったとき。 60%
(2) 腕又は脚は一節の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき。 35%
(3) 腕又は脚は一節の機能を失ったとき。 5%

8 手指の障害

(1) 一手の手指を指節（指節間関節）以上で失ったとき。 20%
(2) 一手の手指の機能が著しい障害を残すとき。 15%
(3) 手指以外の一指を第二指節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。 8%

9 足指の障害

(1) 一足の第一足指(むち)（足節）（指節間関節）以上で失ったとき。 10%
(2) 一足の第一足指以外の足指を第二指節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。 8%
(3) 一足の第一足指以外の足指の機能が著しい障害を残すとき。 3%
(4) その他その他の著しい障害により終身自用を弁することができなくなるとき。 100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第3（第8条第2項関係）

(1) 両眼の遠視視力が0.6以下になっていること。
(2) それ又又は言語の機能を失っていること。
(3) 両耳の聴力を失っていること。
(4) 両脚の非関節上およびその間の機能を失っていること。
(5) 一肢の機能を失っていること。
(6) 胸腹部の機能の喪失による身体の自由が自由に摂食、洗面等の起立動作に限られていること。

(7) 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が自由に摂食、洗面等の起立動作に限られていること。
(8) その他上掲部位の合併障害のため身体の自由が自由に摂食、洗面等の起立動作に限られていること。

注（注4号）

(注) 第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。